

エミール行田福祉用具貸与事業所運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、株式会社エミール介護センター（以下、「事業者」という。）が開設する エミール行田福祉用具貸与事業所（以下、「事業所」という。）が行う、指定（介護予防）福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下、「要介護者」という。）に対し、（介護予防）福祉用具の貸与を行うことを目的としている。

第2条（運営の方針）

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるもととする。

- 2 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な（介護予防）福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、（介護予防）福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能の維持等に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 エミール行田福祉用具貸与事業所
- 二 所在地 埼玉県行田市持田 2-15-14

第4条（従業者の職種、員数および職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員1人）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも福祉用具貸与を行うものとする。
- 二 福祉用具専門相談員 2人以上（常勤換算 2人以上）
福祉用具専門相談員は、福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等の専門的な援助を行い、福祉用具貸与を行うものとする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、5月3日から5月5日、8月14日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。ただし、日曜日を除く祝祭日は、営業日とする。)
- 二 営業時間 月曜日から土曜日 8時20分から17時20分までとする。

第6条(介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

指定福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 一 (介護予防)福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的な知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
 - 二 指定(介護予防)福祉用具の提供にあたっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する(介護予防)福祉用具の貸与を行う。
 - 三 提供する指定(介護予防)福祉用具貸与の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
 - 四 (介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、使用方法や使用上の留意点等を利用者及び家族等に十分に説明し、理解を得た上で行うものとする。
 - 五 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
 - 六 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具貸与に関する情報を利用者に提供する。
- 2 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たり取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める(介護予防)福祉用具貸与に係わる福祉用具の種目に基づく以下のものとする。
- 一 車いす(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 二 車いす付属品(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 三 特殊寝台(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 四 特殊寝台付属品(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 五 床ずれ予防用具(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 六 体位変換器(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 七 手すり(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 八 スロープ(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 九 歩行器(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 一〇 歩行補助杖(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)
 - 一一 認知症老人徘徊感知機器(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 一二 移動用リフト(つり具の部分を除く)(福祉用具貸与) (※1介護予防福祉用具貸与)
 - 一三 自動排泄処理装置(福祉用具貸与) (介護予防福祉用具貸与)

※1 理由書及び、医師の意見書の作成により保険者が許可した要介護者に対し、

介護予防福祉用具貸与は可能とする。

- 3 (介護予防) 福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は「指定居宅サービスに要する額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第127号）」に定める基準に従って、別に定める料金表に記載されている額とし、当該(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。但し、月の中途の契約・解約の場合の料金は15日を境に1ヶ月の半額の料金とする。
- 4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)福祉用具貸与に要した交通費並びに福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、埼玉県全域の区域とする。

第8条（衛生管理等）

事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態については、必要な管理を行うものとする。

- 2 福祉用具の消毒保管を外部事業者に委託する場合には、必要事項を記載した契約書を交わすものとする。なお、外部事業者に委託する事業者は、株式会社ビューティーマイト、 株式会社ルート21、 フランス1ベッド株式会社、 株式会社インフォゲート、 プライムケア関東株式会社、 パラマウントケアサービス株式会社、 株式会社ランダルコーポレーション、 株式会社ライフステップサービス とする。

第9条（緊急時等における対応方法）

(介護予防) 福祉用具貸与の提供に当たるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

第10条（事故発生時の対応）

利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 11 条（個人情報の保護）

- 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第 12 条（虐待防止）

事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 5 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の防止と発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

第 13 条（その他運営に関する重要事項）

- 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 繼続研修 年1回以上
 - 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 掲示及び目録の備え付け
 - 一 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービスの選択に資するよう努める。

- 二 サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う（介護予防）福祉用具の品目品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。
- 5 正当な理由なく、（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供を拒まないものとする。
また、自社によるサービス提供が困難な場合には、すみやかに他の（介護予防）指定福祉用具貸与事業者を紹介する。
- 6 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野にいれて援助を行う。
- 7 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

- 8 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 9 利用者の要介護認定につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供する。
- 10 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 11 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。利用者からの相談・要望又は苦情等に対応する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 12 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社 エミール介護センターワークス取締役 と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 年 月 日から施行する。